

令和5年6月9日

令和5年登米市議会定例会 6月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

同意第4号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて
-------	--------------------------

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏名	みつづか よしたけ 三塚 芳毅
住所	登米市迫町
職業	農業

同意第5号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて
-------	--------------------------

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏名	いわさき こ 岩崎 とみ子
住所	登米市迫町
職業	農業

同意第6号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて
-------	--------------------------

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めます。

同意対象者

氏名	うえの えいこう 上野 栄公
住所	登米市迫町
職業	農業

同意第7号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて
-------	--------------------------

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めます。

同意対象者

氏名	おの でら よしゆき 小野寺 義幸
住所	登米市迫町
職業	農業

同意第8号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて
-------	--------------------------

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏名	はが しゅうじ 芳賀 秀二
住所	登米市登米町
職業	農業

同意第9号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて
-------	--------------------------

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏名	すずき やすこ 鈴木 泰子
住所	登米市東和町
職業	農業

同意第 10 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて
----------	--------------------------

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏 名	たかはし たけし 高橋 健之
住 所	登米市中田町
職 業	行政書士

同意第 11 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて
----------	--------------------------

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏 名	もんま いちろう 門馬 一郎
住 所	登米市中田町
職 業	農業

同意第 12 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて
----------	--------------------------

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏 名	い がらし こうき 五十嵐 幸喜
住 所	登米市中田町
職 業	農業

同意第 13 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて
----------	--------------------------

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏 名	すずき いわお 鈴木 巖
住 所	登米市中田町
職 業	農業

同意第 14 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて
----------	--------------------------

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏 名	いわぶち つとむ 岩淵 勉
住 所	登米市中田町
職 業	農業

同意第 15 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて
----------	--------------------------

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏 名	たじま みきお 田島 幹雄
住 所	登米市中田町
職 業	無職

同意第 16 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて
----------	--------------------------

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏 名	かみやま りゅうた 加美山 竜太
住 所	登米市豊里町
職 業	農業

同意第 17 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて
----------	--------------------------

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏 名	さとう ひでひこ 佐藤 瑛彦
住 所	登米市豊里町
職 業	農業

同意第 18 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて
----------	--------------------------

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏 名	さとう ひさみち 佐藤 久順
住 所	登米市米山町
職 業	農業

同意第 19 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて
----------	--------------------------

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏 名	かの しょうこ 鹿野 昭子
住 所	登米市米山町
職 業	農業

同意第 20 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて
----------	--------------------------

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏 名	よしむら ちゅういち 芳村 忠市
住 所	登米市米山町
職 業	農業

同意第 21 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて
----------	--------------------------

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏 名	あべ あきのり 阿部 晃徳
住 所	登米市米山町
職 業	農業

同意第 22 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて
----------	--------------------------

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏 名	さくらい としみつ 櫻井 利光
住 所	登米市米山町
職 業	農業

同意第 23 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて
----------	--------------------------

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏 名	おの でら てつこ 小野寺 鉄子
住 所	登米市石越町
職 業	農業

同意第 24 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて
----------	--------------------------

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏 名	あべ しずお 阿部 静男
住 所	登米市石越町
職 業	農業

同意第 25 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて
----------	--------------------------

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏 名	あさの かずひろ 浅野 和宏
住 所	登米市南方町
職 業	農業

同意第 26 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて
----------	--------------------------

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めます。

同意対象者

氏 名	たかはし きよのり 高橋 清範
住 所	登米市南方町
職 業	農業

同意第 27 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて
----------	--------------------------

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めます。

同意対象者

氏 名	しばさき せんいち 柴崎 専一
住 所	登米市南方町
職 業	農業

報告第7号	繰越明許費繰越計算書について
報告第8号	令和4年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について
報告第9号	令和4年度登米市下水道事業会計予算の繰越計算書について

本件は、令和4年度登米市一般会計予算における繰越明許費、令和4年度登米市水道事業会計予算における予算繰越し、令和4年度登米市下水道事業会計予算における予算繰越しについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、それぞれ繰越計算書を調製したので、議会に報告するものであります。

議案第56号	令和5年度登米市一般会計補正予算（第3号）
議案第57号	令和5年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第58号	令和5年度登米市土地取得特別会計補正予算（第1号）
議案第59号	令和5年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

本案は、議案第56号令和5年度登米市一般会計補正予算（第3号）から議案第59号令和5年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億3,292万1千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ454億9,257万6千円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、ごみ収集運搬業務委託料1,784万6千円などを減額する一方、令和4年度事業完了等に伴う、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金3,423万6千円、クリーンセンター電気工作物定期点検に伴う、可燃ごみ及び粗大ごみの仮置きに要する経費あわせて3,086万6千円、平筒沼ふれあい橋改修事業及び災害復旧事業あわせて1億4,811万5千円などを増額して計上しております。

歳入では、個人番号カード交付事務費補助金など国庫支出金1,014万円、農地利用効率化等支援交付金など県支出金1,335万9千円、登米インター工業団地への企業立地に伴う、宅地造成事業特別会計繰入金1,605万8千円、財政調整基金繰入金4,066万4千円、市債1億4,670万円などを増額して計上しております。

また、債務負担行為補正として追加3件、地方債補正として追加3件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳入で、国民健康保険税の増加に伴う歳入補正を、土地取得特別会計の歳出で、土地開発基金への繰出金2億5,159万1千円の増額を、宅地造成事業特別会計の歳出で、一般会計及び土地取得特別会計への繰出金あわせて2億6,764万9千円の増額を計上しております。

議案第60号	登米市迫にぎわいセンター条例を廃止する条例について
--------	---------------------------

本案は、当該施設の利用状況等を踏まえ、令和6年3月31日付けで閉館するため、本条例を廃止するものであります。

議案第61号	登米市市民活動支援センター条例の制定について
--------	------------------------

本案は、登米市市民活動支援センターの設置及び管理について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定により、本条例を制定するものであります。

議案第62号	登米市基金条例の一部を改正する条例について
--------	-----------------------

本案は、登米市新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給基金の活用を終えたことに伴い、当該基金を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表21ページ)

議案第 63 号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
----------	----------------------------

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第24号）が令和5年2月1日に公布されたこと及び国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、県の保険料（税）水準の統一化に向けた見直しと、近年の医療費の伸び等により増加した国民健康保険事業費納付金の財源を確保するにあたり、国民健康保険税率を改正するため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表23ページ）

議案第 64 号	登米市浄化槽整備推進事業条例の一部を改正する条例について
----------	------------------------------

本案は、登米市下水道条例（平成17年登米市条例第203号）の一部改正に伴い、浄化槽施設の使用料について、公共下水道使用料に準じて改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表37ページ）

議案第 65 号	登米市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例について
----------	-----------------------------

本案は、登米市下水道条例（平成17年登米市条例第203号）の一部改正に伴い、農業集落排水処理施設の使用料について、公共下水道使用料に準じて改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表39ページ）

議案第 66 号	登米市火災予防条例の一部を改正する条例について
----------	-------------------------

本案は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第8号）等の公布に伴い、急速充電設備の対象設備など所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表42ページ）

議案第 67 号	登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
----------	--

本案は、登米市立米谷病院における泌尿器科の診療開始に伴い、診療科目に「泌尿器科」を加えるため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表46ページ)

議案第 68 号	登米市消防団条例の一部を改正する条例について
----------	------------------------

本案は、消防団員の現状を踏まえた定数の見直し及び報酬等の支給基準の明確化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。(新旧対照表48ページ)

議案第 69 号	登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例について
----------	--

本案は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金、利用者負担及び保険料(税)の減免措置に対する令和5年度以降の財政支援の取扱いについて(令和4年4月8日付け復本第680号・保発0408第13号・老発0408第1号・障発0408第5号・復興庁統括官・厚生労働省保険局長・老健局長・厚生社会・援護局障害保健福祉部長)の通知で示された令和5年度以降の減免基準に基づいて行う免除措置に対し、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料(税)の免除措置等に対する財政支援の延長について(令和5年2月24日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室、総務省自治税務局市町村税課)の発出に伴い、国民健康保険税の減免に関する本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表50ページ)

議案第 70 号	登米市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
----------	----------------------------------

本案は、令和 5 年 5 月 8 日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における新型コロナウイルス感染症の位置付けが、新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更されたことに伴い、人事院規則が改正されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当（防疫等作業手当）の特例を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表51ページ）

議案第 71 号	財産の取得について
----------	-----------

本案は、高規格救急自動車購入契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項第 8 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 72 号	財産の取得について
----------	-----------

本案は、登米市立学校校務系パソコン購入契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項第 8 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 73 号	登米市過疎地域持続的発展計画の変更について
----------	-----------------------

本案は、令和 5 年 1 月に第二次登米市総合計画実施計画を見直したことに伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第19号）第 8 条第10項において準用する同条第 1 項の規定により、登米市過疎地域持続的発展計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

本案は、令和 5 年 1 月に第二次登米市総合計画実施計画を見直したことに伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により 2 辺地に係る総合整備計画を策定するとともに、同条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により 1 辺地に係る総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第62号関係

登米市基金条例 新旧対照表

改正案			現 行		
第1条・第2条 (略) (積立基金の設置等)			第1条・第2条 (略) (積立基金の設置等)		
第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。			第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。		
基金の名称	設置の目的	積立額	基金の名称	設置の目的	積立額
(略)			(略)		
(18) 登米市新型コロナウイルス感染症対応感染症対策農業支援資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応感染症対策農業支援資金利子補給事業に要する経費に充てる。	市長が定める額	(18) 登米市新型コロナウイルス感染症対応感染症対策農業支援資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応感染症対策農業支援資金利子補給事業に要する経費に充てる。	市長が定める額
(19) 登米市新型コロナウイルス感染症対策基金	新型コロナウイルス感染症対策事業に要する経費に充てる。	市長が定める額	(19) 登米市新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給事業に要する経費に充てる。	市長が定める額
			(20) 登米市新型コロナウイルス感染症対策基金	新型コロナウイルス感染症対策事業に要する経費に充てる。	市長が定める額

2・3 (略)

第4条～第9条 (略)

2・3 (略)

第4条～第9条 (略)

議案第63号関係

登米市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 (略) (課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.50</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>23,</u></p>	<p>第1条 (略) (課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.20</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>20,</u></p>

000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 18,000円

(2) 特定世帯 9,000円

(3) 特定継続世帯 13,500円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の3.00を乗じて算定する。

第7条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人につい

000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 15,000円

(2) 特定世帯 7,500円

(3) 特定継続世帯 11,250円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.20を乗じて算定する。

第7条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人につい

て8,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,000円
- (2) 特定世帯 4,000円
- (3) 特定継続世帯 6,000円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.50を乗じて算定する。

第9条 (略)

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について8,500円とする。

第9条の3～第22条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の

て7,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,000円
- (2) 特定世帯 2,500円
- (3) 特定継続世帯 3,750円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.00を乗じて算定する。

第9条 (略)

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について8,000円とする。

第9条の3～第22条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の

合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者

（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について16,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,600円

（イ） 特定世帯 6,300円

（ウ） 特定継続世帯 9,450円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被

合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者

（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について14,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,500円

（イ） 特定世帯 5,250円

（ウ） 特定継続世帯 7,875円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被

保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,600円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,600円

（イ） 特定世帯 2,800円

（ウ） 特定継続世帯 4,200円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,950円

カ （略）

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について11,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,000円

（イ） 特定世帯 4,500円

保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,900円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,500円

（イ） 特定世帯 1,750円

（ウ） 特定継続世帯 2,625円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,600円

カ （略）

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について10,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,500円

（イ） 特定世帯 3,750円

(ウ) 特定継続世帯 6,750円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,000円

(イ) 特定世帯 2,000円

(ウ) 特定継続世帯 3,000円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,250円

カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ウ) 特定継続世帯 5,625円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,500円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,500円

(イ) 特定世帯 1,250円

(ウ) 特定継続世帯 1,875円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,000円

カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,600円

(イ) 特定世帯 1,800円

(ウ) 特定継続世帯 2,700円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,600円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,600円

(イ) 特定世帯 800円

(ウ) 特定継続世帯 1,200円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,700円

カ (略)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,000円

(イ) 特定世帯 1,500円

(ウ) 特定継続世帯 2,250円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,400円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円

(イ) 特定世帯 500円

(ウ) 特定継続世帯 750円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,600円

カ (略)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次

に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,450円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,750円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,200円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,200円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,000円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,200円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,000円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2第1項において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について

に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,000円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,000円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,000円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,050円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,750円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2,800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,500円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2 _____において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について

は、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

第24条 (略)

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 (略)

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

第24条の3～第26条 (略)

附 則

1～3 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条 _____ の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

は、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

第24条 (略)

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 (略)

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。) その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類 _____ の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

第24条の3～第26条 (略)

附 則

1～3 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同項 _____ 中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは

「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

7 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の___規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の___規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2

「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

7 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の___規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の___規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2

第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の _____規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の _____規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係

第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係

る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

12・13 (略)

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の_____規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定

る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

12・13 (略)

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定

同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の _____ 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する申請書の提出期限の特例）

16 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等を理由として国民健康保険税（令和元年度から令和4年度までの国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するもの）について減免を受けようとする場合は、第24条の3第2項の規定にかかわらず、申請書の提出期限は、市長が別に定める。

同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

議案第64号関係

登米市浄化槽整備推進事業条例 新旧対照表

改 正 案	現 行																					
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p><u>(使用開始等の届出)</u></p> <p>第10条の2 <u>使用者は、浄化槽施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開するときは、上下水道事業管理規程で定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 <u>使用料の額は、1使用月につき、次の表に定める基本使用料と従量使用料の合計額とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">排出汚水量</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">基本使用料</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,573円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">従量使用料</td> <td>1立方メートルから10立方メートルまで</td> <td style="text-align: right;">1立方メートルにつき50円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10立方メートルを超え50立方メートルまで</td> <td style="text-align: right;">1立方メートルにつき217円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50立方メートルを超え100立方メートルまで</td> <td style="text-align: right;">1立方メートルにつき228円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100立方メートルを超え400立方メートルまで</td> <td style="text-align: right;">1立方メートルにつき232円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>400立方メートルを超える</td> <td style="text-align: right;">1立方メートルにつき244円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	排出汚水量	金額	基本使用料		1,573円	従量使用料	1立方メートルから10立方メートルまで	1立方メートルにつき50円		10立方メートルを超え50立方メートルまで	1立方メートルにつき217円		50立方メートルを超え100立方メートルまで	1立方メートルにつき228円		100立方メートルを超え400立方メートルまで	1立方メートルにつき232円		400立方メートルを超える	1立方メートルにつき244円	<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 <u>使用料の額は、登米市下水道条例（平成17年登米市条例第203号）第18条の表に定める額とする。</u></p>
区分	排出汚水量	金額																				
基本使用料		1,573円																				
従量使用料	1立方メートルから10立方メートルまで	1立方メートルにつき50円																				
	10立方メートルを超え50立方メートルまで	1立方メートルにつき217円																				
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	1立方メートルにつき228円																				
	100立方メートルを超え400立方メートルまで	1立方メートルにつき232円																				
	400立方メートルを超える	1立方メートルにつき244円																				

もの	円
<p>3 前項の使用料は、口座振替、納入通知書の方法により毎月徴収する。</p> <hr/> <p>— (汚水量)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、管理者は使用者の申告により現に使用する水量が排出汚水量と著しく異なると認めるときは、その申告の内容を審査してその使用者の<u>排出汚水量</u>を認定する。</p> <p>3 <u>管理者は、水道水以外の水の使用水量を認定するため必要があると認めるときは、計測をするための装置の設置等必要な措置を講じることができる。</u></p> <p>(月の中途における使用開始_____の場合の使用料)</p> <p>第13条 月の中途において<u>浄化槽施設の使用を開始した</u> _____ときの使用料の算定は、基本使用料の額とする。</p> <p><u>(無届使用等の場合の使用料)</u></p> <p>第13条の2 第10条の2の規定による浄化槽施設の使用の開始又は再開の届出をしないで使用した場合の使用料は、使用の開始又は再開のときに遡り徴収する。</p> <p><u>(資料の提出)</u></p> <p>第13条の3 <u>管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。</u></p> <p>第14条～第24条 (略)</p>	<p>3 前項の使用料は、口座振替、納入通知書の方法により毎月徴収する。<u>ただし、必要があるときは、2か月分をまとめて徴収することができる。</u></p> <hr/> <p>— (汚水量)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、管理者は使用者の申告により現に使用する水量が排出汚水量と著しく異なると認めるときは、その申告の内容を審査してその使用者の<u>排水汚水量</u>を認定する。</p> <p>(月の中途における使用開始、中止等の場合の使用料)</p> <p>第13条 月の中途において<u>排水設備の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は休止した排水設備の使用を再開した</u>ときの使用料の算定は、基本使用料の額とする。</p> <p>第14条～第24条 (略)</p>

登米市農業集落排水事業条例 新旧対照表

改正案			現行		
<p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第14条 使用者は、排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開するときは、上下水道事業管理規程で定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 使用料の額は、1使用月につき、次の表に定める基本使用料と従量使用料の合計額とする。</p>			<p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第14条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく管理者に届け出なければならない。ただし、第2号の場合にあっては新たに使用者になった者が届け出るものとする。</p> <p>(1) 排水処理施設の使用を開始、廃止又は休止した排水処理施設の使用を再開したとき。</p> <p>(2) 使用者が変更したとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 使用料の額は、1使用月につき、次の表に定める基本使用料と超過使用料の合計総額(税込)とする。</p>		
区分	排出汚水量	金額	区分	排出汚水量	金額
基本使用料		1,573円	基本使用料	10立方メートルまで	1,571円
従量使用料	1立方メートルから10立方メートルまで	1立方メートルにつき50円	超過使用料	10立方メートルを超え20立方メートルまで	1立方メートルにつき 15 7円
	10立方メートルを超え50立方メートルまで	1立方メートルにつき217 円		20立方メートルを超え50立方メートルまで	1立方メートルにつき 16 8円
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	1立方メートルにつき228 円		50立方メートルを超え200立方メートルまで	1立方メートルにつき 17 3円
	100立方メートルを超え400	1立方メートルにつき232		200立方メートルを超える	1立方メートルにつき 17

立方メートルまで	円
400立方メートルを超える もの	1立方メートルにつき244 円

3 (略)

(汚水量)

第16条 排出汚水量の算定 _____ は、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とする。この場合において使用水量を確知することができないときは、管理者が認定する _____。

(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、使用者の申告により現に使用する水量が _____ 排出汚水量と著しく異なると認めるとき _____ は、その申告の内容を審査してその使用者の排出汚水量を認定する。

3 管理者は、水道水以外の水の使用水量を認定するため必要があると認めるときは、計測をするための装置の設置等必要な措置を講じることができる。

(月の中途における使用の開始 _____ の場合の使用料)

第17条 月の中途において排水処理施設の使用を開始した _____ ときの使用料の算定は、基本使用料の額とする。

第18条 (略)

(臨時排水の使用料)

第18条の2 土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため排水処理施

もの	8円
----	----

3 (略)

(排出汚水量による使用料の算定)

第16条 排出汚水量による使用料の算定は、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とする。この場合において使用水量を確知することができないときは、管理者が設定する水量とする。

(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず _____、使用者の申告によりその使用する水量が同項の規定により算定される排出汚水量と著しく異なると管理者が認めたときは、管理者がその申告の内容を審査して _____ 認定する。

(月の中途における使用の開始、中止等の場合の使用料)

第17条 月の中途において排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は休止した排水処理施設の使用を再開したときの使用料の算定は、基本使用料の額とする。

第18条 (略)

設を使用する場合その他排水処理施設を一時使用する場合において必要と認めるときは、管理者は、概算の使用料を前納させることができる。

2 前項の使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から排水処理施設の使用を廃止した旨の届出があったときその他管理者が必要と認めるときに行うものとする。

第19条 (略)

(使用料の減免)

第20条 管理者は、災害その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。

第21条～第30条 (略)

第19条 (略)

(使用料の減免)

第20条 管理者は、災害その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

第21条～第30条 (略)

議案第66号関係

登米市火災予防条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第11条 (略) (急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて 充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては _____、この限りでない。</p> <p>ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</p> <p>イ 分離型のものにあつては、充電ポスト</p> <p>(2) その 管体<small>きょう</small>は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のも</p>	<p>第1条～第11条 (略) (急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう _____。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p>(2) その 管体<small>きょう</small>は不燃性の金属材料で造ること。 _____</p>

この充電ポストにあつては、この限りでない。

(3)～(5) (略)

(6) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) (略)

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクター _____
_____について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ (略)

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

(3)～(5) (略)

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が _____外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) (略)

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずる _____こと。

(12) 自動車等 _____の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池 _____について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ (略)

(18) (略)

(19) (略)

2 (略)

第12条～第15条 (略)
(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。)に適合するものとしなければならない。

2 (略)

第17条～第22条の2 (略)
(喫煙等)

第23条 (略)

2 (略)

3 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。)

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設

(17) (略)

(18) (略)

2 (略)

第12条～第15条 (略)
(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)に適合するものとしなければならない。

2 (略)

第17条～第22条の2 (略)
(喫煙等)

第23条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。

4 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。 ない。)

ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 (略)

第24条～第50条 (略)

別表第1～別表第3 (略)

別表第4から別表第7まで 削除

別表第8 (略)

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 (略)

第24条～第50条 (略)

別表第1～別表第3 (略)

別表第4から別表第6まで 削除

別表第7 (第23条関係)

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白

別表第8 (略)

議案第67号関係

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例 新旧対照表

改 正 案					現 行				
第1条 (略) (病院事業等の設置)					第1条 (略) (病院事業等の設置)				
第2条 (略)					第2条 (略)				
2 病院、診療所及び訪問看護ステーションの名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。					2 病院、診療所及び訪問看護ステーションの名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。				
名称	位置	診療科目	病床数		名称	位置	診療科目	病床数	
登米市立登米市民病院	登米市迫町 佐沼字下田 中25番地	内科 消化器内科 外科 血管外科 脳 神経外科 乳腺外科 整形外科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビ リテーション科 放 射線科 麻酔科 人 工透析内科	一般病床	198 床	登米市立登米市民病院	登米市迫町 佐沼字下田 中25番地	内科 消化器内科 外科 血管外科 脳 神経外科 乳腺外科 整形外科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビ リテーション科 放 射線科 麻酔科 人 工透析内科	一般病床	198 床
登米市立米谷病院	登米市東和町米谷字元町200番地	内科 整形外科 <u>小</u> <u>児科</u> 泌尿器科 耳 鼻咽喉科	一般病床	40床	登米市立米谷病院	登米市東和町米谷字元町200番地	内科 整形外科 <u>小</u> <u>児科</u> 耳 鼻咽喉科	一般病床	40床
			療養病床	50床				療養病床	50床
登米市立豊里病院	登米市豊里町土手下74番地1	内科 消化器内科 外科 整形外科 小 児科 皮膚科 眼科	一般病床	60床	登米市立豊里病院	登米市豊里町土手下74番地1	内科 消化器内科 外科 整形外科 小 児科 皮膚科 眼科	一般病床	60床
			療養病床	30床				療養病床	30床

		耳鼻咽喉科 麻醉 科 齒科		
(略)				

3 (略)
第3条~第10条 (略)

		耳鼻咽喉科 麻醉 科 齒科		
(略)				

3 (略)
第3条~第10条 (略)

議案第68号関係

登米市消防団条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条・第2条 (略) (定員)</p> <p>第3条 団員の定数は、<u>1,360人</u>とする。</p> <p>第4条～第12条 (略) (報酬)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 団員には、その職名に応じ、別表第1に定める年額報酬を支給する。 <u>ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間に係る年額報酬を支給しない。</u></p> <p>(1) <u>団員が休団している場合</u> その休団の間</p> <p>(2) <u>4月から9月までの間に職務に従事していない場合</u> 4月から9月までの間</p> <p>(3) <u>10月から3月までの間に職務に従事していない場合</u> 10月から3月までの間</p> <p>3 (略) (費用弁償)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>この条例及び</u> 登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年登米市条例第48号) <u>に定めるもののほか、報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事</u></p>	<p>第1条・第2条 (略) (定員)</p> <p>第3条 団員の定数は、<u>1,700人</u>とする。</p> <p>第4条～第12条 (略) (報酬)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 団員には、その職名に応じ、別表第1に定める年額報酬を支給する。 <u>ただし、休団中の団員には、その休団の間、年額報酬を支給しない。</u></p> <p>3 (略) (費用弁償)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>報酬及び費用弁償の支給方法については、登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年登米市条例第48号)の例による</u></p>

項は、規則で定める。

第15条～第17条 (略)

_____。

第15条～第17条 (略)

議案第69号関係

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第3条 (略) (国民健康保険税の減免)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 東京電力福島原子力発電所の事故により原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示の対象となった区域、同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている区域又はこれらに準ずる区域として市長が必要と認めるものから転入した者に係る平成23年度から令和5年度までに課する当該年度分の国民健康保険税については、令和6年3月末日までに普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収の対象となる年金の給付の支払日)が到来するものに限り、<u>減免</u>する。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略) (国民健康保険税の減免)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 東京電力福島原子力発電所の事故により原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示の対象となった区域、同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている区域又はこれらに準ずる区域として市長が必要と認めるものから転入した者に係る平成23年度から令和5年度までに課する当該年度分の国民健康保険税については、令和6年3月末日までに普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収の対象となる年金の給付の支払日)が到来するものに限り、<u>免除</u>する。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p>

議案第70号関係

登米市職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>_____</p> <p>__ この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p><u>(防疫等作業手当の特例)</u></p> <p>2 <u>防疫等作業手当は、第3条第1項に規定する場合のほか、当分の間、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</u></p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）又はその疑いのある患者に接して行う作業</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件を処理する作業</u></p> <p>3 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（その作業が著しく危険であるとして規則で定めるものに従事した場合にあっては、4,000円）とする。</u></p>

